

上下水道だより



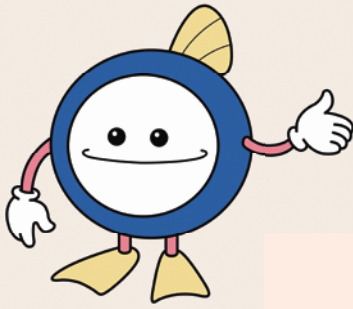
日本水道協会の
PRキャラクター
「Dr.すいどー」

見えないところで
未来を支える
守ろう
ふるさとの潤い

毎年市内小学校の
児童が施設見学に
来てれています。



掲載内容	ページ
令和8年6月1日使用分から下水道使用料が変わります	2~4
国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を活用した水道基本料金ゼロ事業を実施します	5
検針にご協力ください	
上下水道料金のお支払い、口座振替にしませんか？	6
水道・下水道の使用開始・休止手続き	
水漏れ（漏水）にご注意ください	
冬期間の水道使用について	7
水道水が濁っているとき	
下水道の利用について	
水道・井戸水メーター交換のお願い	8



下水道のマスコットキャラクター
「スイスイ」



令和8年6月1日使用分から 下水道使用料が 変わります。

市民生活にとって重要なライフラインである下水道の安定したサービスを維持するため、下水道使用料を改定します。

市町村合併（2005年）以降初めての値上げ改定となりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

平均改定率	24.5%
-------	-------

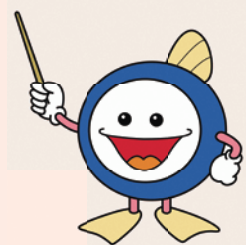


なぜ改定が必要なの？

十日町市の下水道事業は、法律に基づき、使用料収入で経営を行う「独立採算制」を目標としています。しかしながら現行料金では経費の全てを賄うことができず、市税からの多額の繰入金に依存しています。

さらに、昨今の物価高騰の中、施設の維持管理や着実な更新および強靭化を進めるためには多額の費用が必要となり、このままでは国が求める経営水準を大きく下回ります。

このことから、将来に大きな負担を残さず持続的にサービスを提供していくため、料金改定が必要となりました。



改定しないとどうなるの？

当市では、早くから下水道や浄化槽の普及促進に取り組んできた結果、同規模自治体を大きく上回る下水道等の普及状況となっており、みなさまへの快適かつ衛生的な生活環境を提供してまいりました。

その一方で、急速に整備した多くの現有施設が更新時期を迎えています。必要な更新がおろそかになった場合、汚水処理が滞ることによる環境汚染や、老朽化に伴う事故が発生する恐れがあります。さらに、激甚化する地震などの災害にも備えなければなりません。



下水処理センター外観
(供用開始から42年が経過)



設備の老朽化の進行



下水道管の点検もしっかりと

いつから変わるの？

令和8年6月使用分から変更となりますが、変更後の請求開始月は、お住まいの地域ごとの検針時期により異なります。



- ・ 偶数月検針（旧十日町市の一部、旧川西町）



9月請求分（8月検針分）から

- ・ 奇数月検針（旧十日町市の一部、旧中里村、旧松代町、旧松之山町）



10月請求分（9月検針分）から

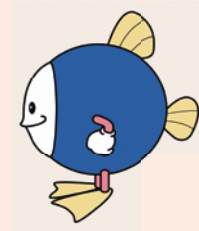
※令和8年6月1日以降、新規に使用を開始した場合は初回請求分から



改定はどのように決まったの？

有識者や市民の利用者代表からなる“十日町市上下水道事業審議会”において慎重に審議を行った結果、市税に依存した現状の経営状態は望ましくなく、将来の経営見込も考慮すると、“使用料の改定はやむを得ない”が、市民や事業者の“急激な負担増とならないよう負担軽減を図ること”との結論を得ました。

この答申内容を指針とし、市税からの繰入金を抑制しつつも、ある程度継続することで、できる限り引下げた改定率を十日町市議会（3月議会）に提案し、承認を得たものです。



どのように変わるの？

以下の料金表のとよりの改定となります。一般的な4人世帯の排除量（20m³/月）の場合は、一月当たり821円の値上がりとなります。

(税抜、円/月)

項目		【現行】 単価	【新】 単価	増加額	増加率	
料金表	基本使用料	1,400	1,743	343	24.5%	
	従量使用料(※)	1~10m ³	—	—	—	—
		11~25m ³	165.0	205.4	40.4	24.5%
		26~50m ³	175.0	217.9	42.9	24.5%
		51~100m ³	185.0	230.3	45.3	24.5%
		101~500m ³	190.0	236.6	46.6	24.5%
		501m ³ ~	200.0	249.0	49.0	24.5%

(※)従量使用料：排除量1m³あたりの額

(税込、円/月)

排除量	【現行】	【新】	増加額	増加率
10m ³	1,540	1,917	377	24.5%
20m ³ (※)	3,355	4,176	821	24.5%
50m ³	9,075	11,298	2,223	24.5%
100m ³	19,250	23,965	4,715	24.5%
200m ³	40,150	49,991	9,841	24.5%
500m ³	102,850	128,069	25,219	24.5%
1,000m ³	212,850	265,019	52,169	24.5%
2,000m ³	432,850	538,919	106,069	24.5%
10,000m ³	2,192,850	2,730,119	537,269	24.5%

(※)20m³（一般的な4人世帯の平均的排除量）

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料（消費税別途）

国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を活用した

水道基本料金ゼロ事業^を

実施します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6カ月間、全額無料とします。

◆ **対象者** **全契約者**（申請は不要です。）

※家庭用・事業所用を問わず。一部公的施設を除く。



◆ **期 間**

● 偶数月検針の皆様（旧十日町市の一部、旧川西町）

令和8年7月～令和8年12月請求分（6カ月）

● 奇数月検針の皆様（旧十日町市の一部、旧中里村、旧松代町、旧松之山町）

令和8年8月～令和9年1月請求分（6カ月）

参考：基本料金額（一般のご家庭の場合、1カ月あたり、税込）

口径13mm：2,365円

口径20mm：2,530円



お知らせ

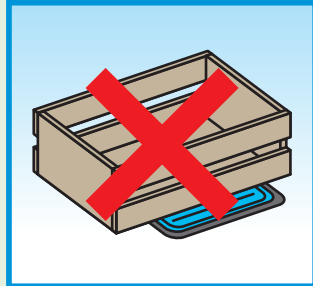
検針にご協力ください

上下水道料金センター ☎025-757-3115

市が委託している事業者の検針員が2か月に1回、水道メーターの検針に伺います。スムーズに検針ができるようご協力をお願いします。



①水道メーターの中はきれいに



②上に物を置かないでください



③降雪時は除雪をお願いします

敷地内に入って検針を行います。
(検針員は「身分証明書」を身につけています。)



上下水道料金のお支払い、口座振替にしませんか？

上下水道料金センター ☎025-757-3115

口座振替は一度手続きすることで、自動的に上下水道料金が引き落としとできます。支払い忘れの心配がなく大変便利です。

引き落としは毎月**25日**(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

詳しくは十日町市のホームページをご確認ください。

十日町市 水道料金のお支払い

検索

①通帳、②届出印、③お客様番号の分かるもの(納入通知書、使用水量等のお知らせなど)が必要です。

水道・下水道の使用開始・休止手続き

上下水道料金センター ☎025-757-3115

引越などで、新たに水道を使い始めるとき、または水道の使用をやめるときは、5日前までに上下水道料金センターにて手続きをお願いします。

お忘れなく!

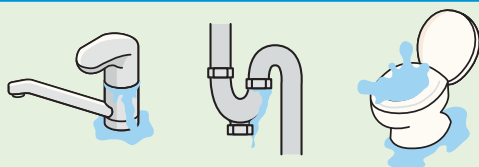
インターネットからの申し込みができます↓



次に該当するときも手続きが必要です。ご連絡をお願いします。

- ▶ 家族間の名義変更など、使用者が変わるとき
- ▶ 使用者の氏名や、納付書などを送付する住所が変わるとき
- ▶ 売買などにより名義が変わるとき

水漏れ(漏水)にご注意ください



〈敷地内で漏水の恐れがあるとき〉

家の全ての蛇口を閉めてから水道メーターを確認したときに、**パイロット**が回っている／点滅しているときは漏水している可能性があります。(止まっている場合は漏水していません。)



○漏水を確認したとき

十日町市指定給水装置工事事業者へ修理の依頼をしましょう。

応急処置として、蛇口の手前に付いている水栓を閉めたり、水道メーターの止水栓を閉めたりすると一時的に水を止めることができます。

指定給水装置
工事事業者は
こちら↓



〈水道メーターより上流(道路側)で漏水を確認したとき〉

市が対応しますので、ご連絡ください。(水道維持係 ☎025-757-3138)

冬期間の水道使用について

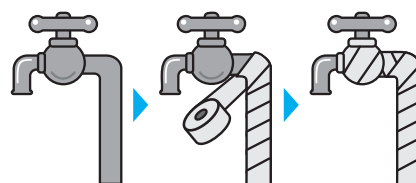
水道維持係 ☎025-757-3138

冬期間、気温がマイナス4度以下になると凍結して破裂する恐れがあります。

給水装置はお客様の財産です。**凍結事故による点検・修理費と水道料金は、使用者の負担になります。**

凍結しやすいところに保温材や凍結防止ヒーターを巻くなど、早めの凍結対策を行いましょう。

〈凍結対策〉



水道水が濁っているとき

水道維持係 ☎025-757-3138

赤茶色に濁っている場合は、水道管のサビ(鉄分)などが混ざっているものです。水道水の急激な変化(火災発生時の放水、水道管の破損など)で発生します。多少飲んでも人体に影響はありませんが、なるべく飲用、洗濯は控えてください。

白色の水の場合は、水道管の中に空気が入り白く濁って見えるものです。透明なコップなどに注いでみて、時間が経つと透明になる場合は飲用して問題ありません。

いつまでも解消しないときは、
ご連絡ください。

詳しくは
ホームページに
記載しています



下水道の利用について

下水道係 ☎025-757-3141

下水道はきれいな水と暮らしを守るライフラインです。
一人ひとりが大切に利用してくださいませようお願いします。

下水に流してはいけないもの

●野菜くずや残飯



●油類



●水に溶けないもの



●危険物、化学物質(灯油)



正しい
処理方法

「燃やすごみ」で処理してください
液体は布などに染み込ませるか凝固剤を
使いましょう

販売店にお問い合わせ
合わせください

水道・井戸水メーター交換のお願い

水道メーターと井戸水メーターは法令にもとづき8年の有効期限が設けられています。
市が適宜、古いメーターを新しいものへ交換しますので、ご協力をお願いします。

作業時間：30分程度

(井戸水メーターの場合、建物内に設置されていることが多いため、立ち会いをお願いします。)



設置や交換は市が負担します。(費用
はかかりません)
※2個目以降の井戸水メーターは設置、
交換ともに個人負担となります。

水道メーター：水道維持係 ☎025-757-3138 井戸水メーター：下水道係 ☎025-757-3141

編集・発行

十日町市上下水道局 上下水道課

〒948-0072 十日町市西本町三丁目688番地
(十日町市下水処理センター内)